

●香川県告示第69号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成25年2月8日から同月22日まで内海漁業協同組合において縦覧に供する。

平成25年2月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

小豆郡小豆島町坂手甲1520番地4 森 勝喜

小豆郡小豆島町坂手甲1901番地1 森 茂

小豆郡小豆島町坂手甲1835番地20 空田 和法

2 加入区の名称

坂手加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

内海漁業協同組合